

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会研修会等参加費用補助金交付規則をここに公布する。

令和4年2月18日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
理事長 岩 永 裕 貴

令和4年規則第4号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会研修会等参加費用補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則(昭和57年規則第1号)第4条第2項の規定に基づき、会員の福利増進に資するため、研修会等参加費用補助金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(制度の内容)

第2条 この制度は、会員のスキルアップに繋がる研修会等への参加を促進するために研修会等参加費用補助金を支給するものである。

(補助の対象となる研修会等)

第3条 補助金の対象となる研修会等は、参加料及びテキスト代等参加者の費用負担が必要な研修会及びシンポジウム等とする。

(補助金の額)

第4条 研修会等参加費用補助金の額は、研修会等の参加に伴い負担した費用(以下「参加費等」という。)の範囲内で3,000円を限度とする。ただし、研修会等参加に伴う交通費、飲食代及び当該研修会等に係る費用として主催者に支払う費用以外の費用については、参加費等に含まないものとする。

(補助金請求手続き)

第5条 研修会等参加費用補助金の支給を受けようとする者は、研修会等参加費用補助金請求書(別紙様式)に、参加した研修会等の概要がわかるもの(ちらし等)及び参加費等の支払いを証明する書類を添え、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

(補助金の支給)

第6条 理事長は、前条による研修会等参加費用補助金請求書を受理したときは、速やかに支給の可否を決定し、給付金の支給日に研修会等参加費用補助金を支給するものとする。

2 研修会等参加費用補助金の支給手続きは、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付金支給手続き要綱(平成3年要綱第1号)の例によるものとする。

(その他必要な事項)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度、理事長が定める。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に参加した研修会等に係る請求のあったものから適用する。

(要綱の廃止)

2 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会研修会等参加費用補助に関する要綱(平成21年要綱第1号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧要綱の規定により研修会等に参加した者に係る研修会等参加費用補助金については、なお旧要綱の例による。

(ガイドラインの準用)

4 研修会等参加費用補助に関するガイドライン(平成21年12月1日)は、この規則の施行日以後も引き続きこれを準用する。

別紙様式(第5条関係)

研修会等参加費用補助金請求書			
請 求 額	円		
研修会等の名称			
主催者の名称			
研修会等の概要			
参加年月日	年 月 日から 年 月 日まで(日)		
参加費用	円		
請求者の 受取金融機関	金融機関名	銀行・金庫 農協・信組	本店・支店 本所・支所 出張所
	普通預金口座番号		
	フリガナ		
	預金名義人氏名		

上記のとおり研修会等参加費用補助金交付規則第4条の規定に基づき研修会等参加費用補助金を請求します。

年 月 日

所属所名	
会員番号	
氏 名	㊟

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会理事長 様

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属所長

備考 研修会等の内容がわかるもの(ちらし等)及び参加費等の支払いを証明する書類(領収書等)を添付してください。(写し可)

(注) 氏名欄は、請求者本人の署名(本人の自書)による場合は、押印不要です。ただし、代筆又は印刷の場合は押印(認め印可)してください。

(制定理由)

厚生事業の一つである研修会等参加費用の補助については、平成21年度から「研修会等参加費用補助に関する要綱(平成21年要綱第1号)」を定めて実施しているが、当該事業は開始より10年以上経過し事業として定着していることから、あらためて「研修会等参加費用補助金交付規則」として制定するものである。